

本件事故当時、川内村（旧緊急時避難準備区域）に居住していた申立人らが、生活費増加費用及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1及び同X 2と（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限り、申立人らと被申立人との間で争いのない部分に限るものとする。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| (1) 損害項目 | 精神的損害                    |
| 期 間      | 平成23年9月1日から平成24年2月29日まで  |
| (2) 損害項目 | 生活費増加費用                  |
| 期 間      | 平成23年3月11日から平成24年2月29日まで |

### 2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対して金1,231,417円（内訳 申立人ら各自について、精神的損害として600,000円、申立人ら2名あわせて生活費増加費用として31,417円）の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月10日

（仲介委員長 嘉村 孝、仲介委員 伊藤嘉健、同 永山在浩）